

概要（事前分析表のポイント）

施策目標V-4-1

**雇用保険制度の安定的かつ適正な運営
及び求職活動を容易にするための保障等を図ること**

【概要】令和5年度事前分析表（施策目標V-4-1）

基本目標V：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標4：失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと

施策目標1：雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

現 状

1. 制度の考え方

- ・ 雇用保険は、自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度
- ・ 雇用保険は、一部の事業を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業とし、適用事業に雇用される労働者が被保険者となる。
- ・ 就職までの間の生活の安定を図り、再就職の促進を図るという雇用保険の趣旨の観点から、早期の再就職の実現が望ましい。

2. 雇用保険の現状

- ・ 基本手当(失業給付)の初回受給者数は、令和2年度が約130万人であったのに対して、令和3年度は113万人となり、約20万人程度減少。
- ・ 基本手当(失業給付)の受給者実人員は、令和2年度が47.6万人であったのに対して、令和3年度は43.4万人となり、減少。
- ・ コロナ渦からの雇用情勢の回復の影響もあり、基本手当の初回受給者数、受給者実人員ともに減少の傾向にある。

3. 受給者の再就職状況

- ・ 基本手当受給者の再就職状況について、基本手当の支給終了までに就職した者は、近年は60%前後で推移。
- ・ 基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者(早期再就職)の割合は、令和4年度10月時点において、32.1%(対前年同期比+0.5%増)となっている。
- ・ 雇用保険受給者等の早期再就職を支援するため、専門相談員を配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた就職支援を実施している。

(参考)

- ・ 支援対象者数:51,069人(対同期比 6.2%増 ※令和4年9月末時点)
- ・ 就職者数:41,455人(対前年同期比 9.8%増 ※令和4年9月末時点)
- ・ 就職率:85.4%(対前年同期差 1.6P増)

4. 失業等給付金不正受給摘発件数

- ・ 不正受給の件数は近年は3,000件～4,000件台で推移。
- ・ 不正の態様としては就職したにもかかわらず、届け出ていなかった例が多く、被保険者資格取得の手続時に発見された例が多い。

課題1

制度趣旨に照らし、早期の再就職を実現するため、効率的・効果的な支援を実施する必要がある

達成目標1

求職者の早期の再就職を支援すること

【測定指標】

太字・下線が主要な指標

1 雇用保険受給者の早期再就職割合 (アウトカム)

課題2

不正受給は制度の目的と趣旨を没却させることのみならず、国民の制度に対する信頼を大きく損ねることにもつながりかねない

達成目標2

雇用保険の給付を適正に行うこと

2 不正受給の件数 (アウトカム)

(参考指標)

- 3 失業等給付関係収支状況(収入額)
- 4 失業等給付関係収支状況(支出額)
- 5 失業等給付関係収支状況(積立金残高)

確認すべき主な事項（事前分析表）

背景・課題について

1

施策目標の実現に向けて、どのような課題があるかを過不足なく記載できているか。
(注1) 課題の分析に漏れがあると、その後が続く、達成目標の設定が不十分となる可能性あり。

達成目標について

2

課題に対応した達成目標を設定できているか。

3

施策目標の実現に向け、適切にブレイクダウンできているか、抽象的なものとなっていないか。
(注2) 達成目標に含まれる内容が多すぎる場合は、適宜分割をすることも要検討。

測定指標、参考指標について

4

達成目標の進捗度合いを測定する指標として、合理的な指標が設定されているか(達成目標と測定指標の関係性は明確か)。

5

測定指標はアウトプットとアウトカムの双方が設定されているか。
(注3) 最終的なアウトカムだけでなく、アウトプットと直接的な関係性のある短期的なアウトカムや、最終的なアウトカムを実現するための中期的なアウトカムを設定することが望ましい。

6

測定指標のうち「主要な指標」とそれ以外の指標が区分されているか。また、「主要な指標」とする理由は明確で、適切に選定されているか。

7

当該年度の目標値が記載されているか。

8

目標値は過年度実績や最終目標年度の目標値を踏まえ、適切な水準に設定されているか。

9

指標の入れ替えが行われている場合、その理由について説明されているか。

10

目標値を設定することは困難だが、実績値を経年的に把握することで、評価の参考となる情報について、参考指標として設定されているか。

達成手段について

11

測定指標と関連する達成手段数が0となっていないか。

12

達成目標と関連する達成手段が多数になっているなど、達成目標と達成手段との関係が複雑な構造となっていないか。(注2)参照

雇用保険制度の概要

雇用保険の被保険者

- 雇用保険の適用事業に雇用される労働者は被保険者となる。
- ただし、一般被保険者については、「1週間の所定労働時間が20時間未満である者」、「同一事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない」等の要件に該当する方は適用対象外となる。

失業等給付

【求職者給付(基本手当等)・就職促進給付】

- 労働者が失業した場合、『基本手当』として、**離職前賃金の50%~80%(給付日額2,125~8,355円(注))**を、**年齢と被保険者期間、離職理由に応じて、90日~330日の給付日数**の間、失業認定を受けた日について支給。 (注)令和4年8月以降適用
- 受給資格者が早期再就職等した場合に、就業手当や再就職手当、就業促進定着手当等を支給。

【教育訓練給付】

- 主体的な能力開発を支援するため、**雇用保険の被保険者又は被保険者でなくなってから1年以内にある者等**が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合に、訓練費用の一定割合*を支給。

*一般教育訓練給付:**20%**(上限**10万円**/年)、特定一般教育訓練給付:**40%**(上限**20万円**/年)、専門実践教育訓練給付:**最大70%**(上限**56万円**/年)

【雇用継続給付】

- 高年齢雇用継続給付:60歳到達時点の賃金からの低下分の一定割合等を支給。
- 介護休業給付:被保険者が介護休業をする場合に、**最大93日間、休業前賃金日額の67%(3回まで分割可能)**を支給。

育児休業給付

- 被保険者が育児休業をする場合に、**原則子が1歳になるまでの間、休業前賃金日額の67%*(180日経過後は50%)**を支給。
*給付が非課税であること及び育児休業期間中の社会保険料免除を加味すると、**休業前の手取り賃金の実質80%相当**。

雇用保険二事業

- 雇用安定事業 → 雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金など
- 能力開発事業 → 人材開発支援助成金、民間等を活用した効果的な職業訓練等の推進など

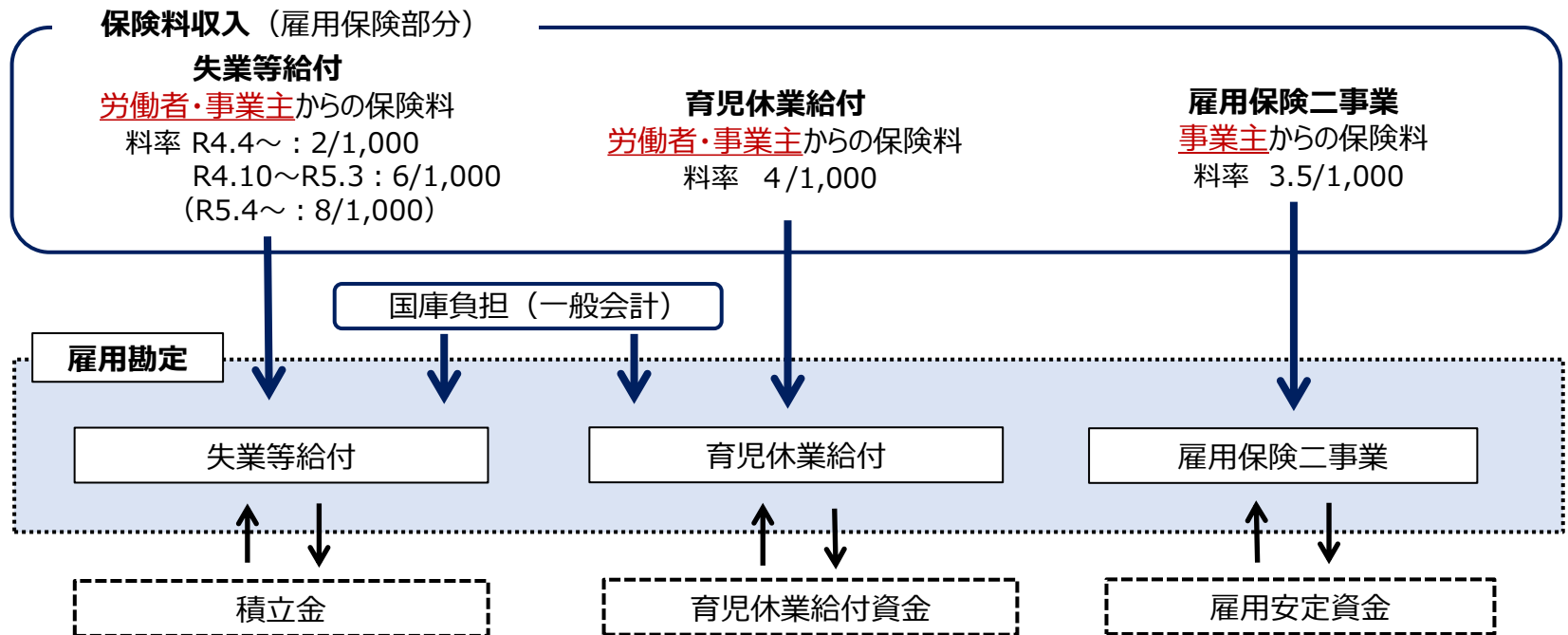
保険料率・国庫負担

- 令和4年度の保険料率は、前期(4月~9月)は**賃金総額の0.95%**、後期(10月~3月)は**賃金総額の1.35%** ※
(失業等給付0.2%(前期)又は0.6%(後期)、育児休業給付0.4%、雇用保険二事業0.35%)
※ 失業等給付、育児休業給付に係る保険料については労使折半、雇用保険二事業に係る保険料については使用者のみ負担
- 失業等給付に対する国庫負担割合は、給付により異なるが、基本手当の場合は1/4又は1/40※とされている。
※ 雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合は1/4、それ以外は1/40とされている。
※ 上記とは別枠で、一定の要件の下、機動的に一般会計から繰り入れることができる。

雇用保険制度の財政構造

- 雇用保険では、失業等給付、育児休業給付、雇用保険二事業を実施しており、これらを区分経理している。
※ 令和2年改正法により、令和2年度から育児休業給付を失業等給付から切り離して区分経理（育児休業給付について給付と負担の関係を明確化して均衡の取れた財政運営とするとともに、その他の給付について景気の動向により的確に対応できるようにするため。）
- 保険料負担は、失業等給付・育児休業給付は労働者・事業主折半。雇用保険二事業は事業主のみ。

労働保険特別会計（雇用勘定）の仕組み



雇用保険被保険者数の推移

【年度別】

(単位：人、%)

	① 一般被保険者		② 高年齢被保険者		③ 短期雇用特例被保険者		④ 日雇労働被保険者	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
H23年度	37,564,002	1.0	971,722	2.7	93,956	△ 7.6	20,031	△ 7.4
H24年度	37,816,094	0.7	1,106,958	13.9	90,812	△ 3.3	19,345	△ 3.4
H25年度	38,145,292	0.9	1,260,554	13.9	88,019	△ 3.1	18,718	△ 3.2
H26年度	38,621,660	1.2	1,432,663	13.7	82,077	△ 6.8	17,098	△ 8.7
H27年度	39,199,500	1.5	1,579,374	10.2	75,422	△ 8.1	16,421	△ 4.0
H28年度	39,706,530	1.3	1,776,809	12.5	68,996	△ 8.5	14,438	△ 12.1
H29年度	40,334,096	1.6	2,433,056	36.9	64,794	△ 6.1	9,489	△ 34.3
H30年度	40,744,742	1.0	2,700,293	11.0	57,885	△ 10.7	7,272	△ 23.4
R元年度	41,141,171	1.0	2,936,942	8.8	53,325	△ 7.9	7,080	△ 2.6
R2年度	41,185,546	0.1	3,116,754	6.1	49,202	△ 7.7	6,888	△ 2.7
R3年度	41,353,264	0.4	3,232,399	3.7	46,594	△ 5.3	6,748	△ 2.0

(注1)各年度の数値は年度間月平均値である。

(注2)日雇労働被保険者については、平成26年度以降は有効な被保険者手帳を所持している者の数、平成25年度以前は日雇労働被保険者手帳交付数から推計した数。

基本手当の受給資格決定件数・受給者実人員の推移

【年度別】

(単位：人、%)

	受給資格決定件数	
		前年度比
平成23年度	1,931,711	1.6
平成24年度	1,831,443	△5.2
平成25年度	1,665,847	△9.0
平成26年度	1,564,722	△6.1
平成27年度	1,491,060	△4.7
平成28年度	1,407,765	△5.6
平成29年度	1,345,481	△4.4
平成30年度	1,336,476	△0.7
令和元年度	1,347,004	0.8
令和2年度	1,513,612	12.4
令和3年度	1,321,662	△12.7

(注)各年度の数値は年度合計値である。

【年度別】

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		前年度比
平成23年度	624,953	△4.4
平成24年度	576,277	△7.8
平成25年度	526,858	△8.6
平成26年度	467,052	△11.4
平成27年度	435,563	△6.7
平成28年度	400,746	△8.0
平成29年度	378,344	△5.6
平成30年度	374,762	△0.9
令和元年度	387,224	3.3
令和2年度	475,700	22.8
令和3年度	434,296	△8.7

(注)各年度の数値は年度間月平均値である。

再就職手当の支給状況

【再就職手当・年度別】

	受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成23年度	359,848	2.0	101,619,063	12.0
平成24年度	387,438	7.7	120,614,333	18.7
平成25年度	395,401	2.1	121,894,795	1.1
平成26年度	384,596	△2.7	117,107,382	△3.9
平成27年度	405,715	5.5	125,155,326	6.9
平成28年度	404,977	△0.2	127,695,727	2.0
平成29年度	409,886	1.2	150,402,588	17.8
平成30年度	406,257	1.6	158,847,572	5.6
令和元年度	424,512	2.0	166,181,645	4.6
令和2年度	393,121	△7.4	159,651,325	△3.9
令和3年度	356,194	△9.4	143,315,558	△10.2

(注1) 各年度の数値は年度合計値である。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

就業促進定着手当の支給状況

【年度別】

(単位：人、%、千円)

	受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成26年度	61,341	—	11,211,074	—
平成27年度	142,346	132.1	25,900,007	131.0
平成28年度	122,725	△13.8	23,420,985	△9.6
平成29年度	107,014	△12.8	18,254,270	△22.1
平成30年度	107,378	0.3	17,576,280	△3.7
令和元年度	112,017	4.3	18,850,775	7.3
令和2年度	112,913	0.8	19,581,649	3.9
令和3年度	104,450	△7.5	18,556,003	△5.2

(注1) 各年度の数値は年度合計値である。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

(注3) 就業定着促進手当は平成26年10月以降支給開始している。

教育訓練給付の支給状況①

【一般教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
平成23年度	122,248 (△1.5)	54,003	68,245	4,526,558 (△1.1)	2,326,712	2,199,846
平成24年度	130,218 (6.5)	59,204	71,014	4,569,985 (1.0)	2,434,366	2,135,620
平成25年度	135,944 (4.4)	63,038	72,906	4,639,246 (1.5)	2,550,540	2,088,705
平成26年度	121,056 (△11.0)	60,227	60,829	4,487,765 (△3.3)	2,577,275	1,910,490
平成27年度	120,117 (△0.8)	59,954	60,163	4,439,910 (△1.1)	2,569,652	1,870,257
平成28年度	111,790 (△6.9)	55,870	55,920	4,229,898 (△4.7)	2,381,110	1,848,788
平成29年度	99,978 (△10.6)	51,488	48,490	3,807,560 (△10.0)	2,206,492	1,601,068
平成30年度	92,571 (△7.4)	49,005	43,566	3,479,143 (△8.6)	2,114,151	1,364,992
令和元年度	90,776 (△1.9)	49,397	41,379	3,515,524 (10.5)	2,171,196	1,344,328
令和2年度	89,011 (△1.9)	51,198	37,813	3,423,119 (△2.6)	2,216,784	1,206,334
令和3年度	89,576 (0.6)	50,342	39,234	3,410,804 (△0.4)	2,170,452	1,240,351

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

【特定一般教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
令和元年度	126 -	99	27	12,314 -	11,089	1,225
令和2年度	1,647 (1207.1)	876	771	111,091 (802.2)	76,588	34,503
令和3年度	2,289 (39.0)	1,212	1,077	158,324 (42.5)	104,019	54,305

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)特定一般教育訓練給付は令和元年10月施行。

教育訓練給付の支給状況②

【専門実践教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	初回受給者数			受給者数			支給金額					
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女			
平成27年度	5,867	-	2,706	3,161	6,640	-	3,045	3,595	1,157,988	-	596,326	561,662
平成28年度	9,630	(64.1)	3,820	5,810	20,874	(214.4)	8,842	12,032	2,853,065	(146.4)	1,353,656	1,499,408
平成29年度	13,229	(37.4)	4,877	8,352	38,781	(85.8)	15,217	23,564	4,933,337	(72.9)	2,200,394	2,732,944
平成30年度	19,465	(47.1)	7,094	12,371	58,486	(50.8)	21,402	37,084	8,089,014	(64.0)	3,305,555	4,783,459
令和元年度	23,251	(19.5)	8,274	14,977	71,648	(22.5)	25,491	46,157	10,348,718	(27.9)	4,083,537	6,265,181
令和2年度	29,404	(26.5)	10,169	19,235	80,517	(12.4)	27,882	52,635	11,614,829	(12.2)	4,596,769	7,018,060
令和3年度	34,835	(18.5)	11,767	23,068	91,063	(13.1)	30,509	60,554	12,816,851	(10.3)	5,056,147	7,760,705

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

(注3)専門実践教育訓練給付は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を60%→70%に上げている。

教育訓練給付の支給状況③

【教育訓練支援給付金・年度別】

	初回受給者数			受給者数			支給金額					
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女			
平成27年度	1,587	-	577	1,010	4,766	-	1,769	2,997	607,363	-	238,282	369,081
平成28年度	2,632	(65.8)	918	1,714	15,963	(234.9)	5,684	10,279	2,150,565	(254.1)	810,297	1,340,268
平成29年度	3,015	(14.6)	934	2,081	27,342	(71.3)	9,240	18,102	3,807,247	(77.0)	1,360,183	2,447,065
平成30年度	2,891	(▲ 4.1)	841	2,050	32,869	(20.2)	10,195	22,674	5,325,763	(39.9)	1,743,682	3,582,082
令和元年度	3,524	(21.9)	1,009	2,515	35,378	(7.6)	10,184	25,194	7,188,787	(35.0)	2,206,789	4,981,998
令和2年度	3,530	(0.2)	1,051	2,479	37,113	(4.9)	10,473	26,640	8,546,630	(18.9)	2,567,904	5,978,726
令和3年度	3,661	(3.7)	1,059	2,602	40,688	(9.6)	11,284	29,404	9,451,970	(10.6)	2,801,465	6,650,505

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

(注3)教育訓練支援給付金は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を50%→80%に上げている。

高年齢雇用継続給付の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円、%)

	初回受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成23年度	195,503	△1.9	171,147,002	10.6
平成24年度	188,726	△3.5	174,502,765	2.0
平成25年度	180,330	△4.4	173,355,454	△0.7
平成26年度	178,165	△1.2	173,713,743	0.2
平成27年度	178,861	0.4	172,446,776	△0.7
平成28年度	173,824	△2.8	171,905,109	△0.3
平成29年度	168,816	△2.9	174,545,829	1.5
平成30年度	172,135	2.0	176,890,376	1.3
令和元年度	171,188	△ 0.6	179,296,511	1.4
令和2年度	184,075	7.5	183,871,449	2.6
令和3年度	173,671	△5.7	177,593,424	△3.4

(注1)各年度の数値は、年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

介護休業給付の支給状況

	受給者数 (人)			平均 受給月額 (円)			平均 給付期間 (月)			給付総額 (千円)		
	男	女		男	女		男	女		男	女	
平成23年度	8,484	1,988	6,496	93,143	119,660	84,557	2.3	2.4	2.2	1,779,954	559,292	1,220,662
平成24年度	9,088	2,053	7,035	93,479	121,133	84,900	2.3	2.4	2.2	1,920,712	589,313	1,331,400
平成25年度	9,108	2,047	7,061	93,323	120,724	84,789	2.2	2.4	2.2	1,903,887	584,907	1,318,979
平成26年度	9,600	2,237	7,363	93,918	122,073	84,775	2.2	2.4	2.2	2,023,658	644,792	1,378,866
平成27年度	10,365	2,441	7,924	92,772	118,762	84,295	2.2	2.3	2.2	2,158,424	679,554	1,478,870
平成28年度	11,509	2,689	8,820	119,679	153,771	108,470	2.2	2.3	2.2	3,046,789	968,604	2,078,185
平成29年度	15,747	3,920	11,827	153,391	197,790	137,487	2.1	2.2	2.0	4,992,563	1,697,832	3,294,731
平成30年度	18,531	4,864	13,667	150,935	191,520	135,512	2.0	2.1	2.0	5,557,887	1,942,016	3,615,871
令和元年度	21,484	5,698	15,786	145,534	184,675	130,795	1.9	2.0	1.9	5,996,444	2,081,477	3,914,967
令和2年度	22,444	6,072	16,372	141,377	178,422	126,961	1.9	1.9	1.9	5,970,212	2,110,731	3,859,481
令和3年度	25,414	6,868	18,546	140,677	173,973	127,839	1.8	1.9	1.8	6,602,671	2,272,255	4,330,417

(注1)平成28年8月から支給率を40%→67%に引き上げている。

(注2)給付総額は業務統計値である。

育児休業給付の支給状況

	初回 受給者数 (人)		平均 受給月額 (円)			平均 給付期間 (月)			給付総額 (千円)			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
平成23年度	224,834	4,067	220,767	111,073	144,891	110,862	9.4	3.2	9.5	263,111,959	1,945,456	261,166,504
平成24年度	237,383	3,839	233,544	111,932	142,708	111,765	9.7	3.2	9.8	256,676,405	1,759,595	254,916,810
平成25年度	256,752	4,170	252,582	112,170	144,519	111,995	9.8	3.2	9.9	281,072,650	1,942,186	279,130,464
平成26年度	274,935	5,473	269,462	126,463	178,267	126,126	9.9	3.2	10.1	345,720,437	3,152,831	342,567,606
平成27年度	303,143	7,731	295,412	134,907	185,782	134,498	10.1	3.2	10.3	412,300,202	4,529,363	407,770,839
平成28年度	327,007	10,411	316,596	134,438	182,630	133,988	10.2	3.0	10.5	450,343,708	5,649,855	444,693,852
平成29年度	342,978	14,175	328,803	134,810	184,006	134,233	10.3	2.9	10.7	478,372,543	7,569,260	470,803,283
平成30年度	363,674	18,687	344,987	134,925	186,424	134,192	10.8	3.0	11.3	531,237,726	10,303,493	520,934,233
令和元年度	381,459	27,792	353,667	135,398	187,003	134,409	11.1	2.9	11.7	571,348,710	14,844,491	556,504,218
令和2年度	419,386	45,941	373,445	136,571	183,630	135,220	11.2	2.9	12.3	643,584,516	24,157,271	619,427,245
令和3年度	444,727	68,034	376,693	137,444	180,724	135,696	10.6	2.7	12.0	645,604,207	32,967,828	612,636,379

(注1) 平成26年4月1日以降の育児休業開始より、給付率を育児休業開始日から6か月間は67%（それ以降は50%）に引き上げている。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

雇用保険（失業給付）の不正受給防止対策

【就職の未申告に対する不正受給防止対策】

説明会や窓口での周知徹底

- 説明会や窓口で受給資格者全員に対して、不正受給があった場合、
 - ①不正受給金額の返還とその2倍の金額の納付を命じることがあること、
 - ②詐欺罪で処罰される場合があること、等について周知徹底

システムの通報による把握

- 受給資格者からの失業の申告に基づき給付された期間中に、事業主からその者を雇用したとして被保険者資格の取得届が行われた場合、ハローワークのシステムにより直ちに把握され通報が行われる。
 - ※ 事業主が一定の労働条件で労働者を雇用した場合、被保険者の資格取得届をハローワークに提出する義務がある。

採用証明書による申告の厳密な審査

- 受給資格者が就職した場合、就職先の事業所から、就職日（事前のアルバイトや研修等を含む）に関する採用証明書の提出を求め、受給資格者の失業や就職の申告内容を厳密に審査

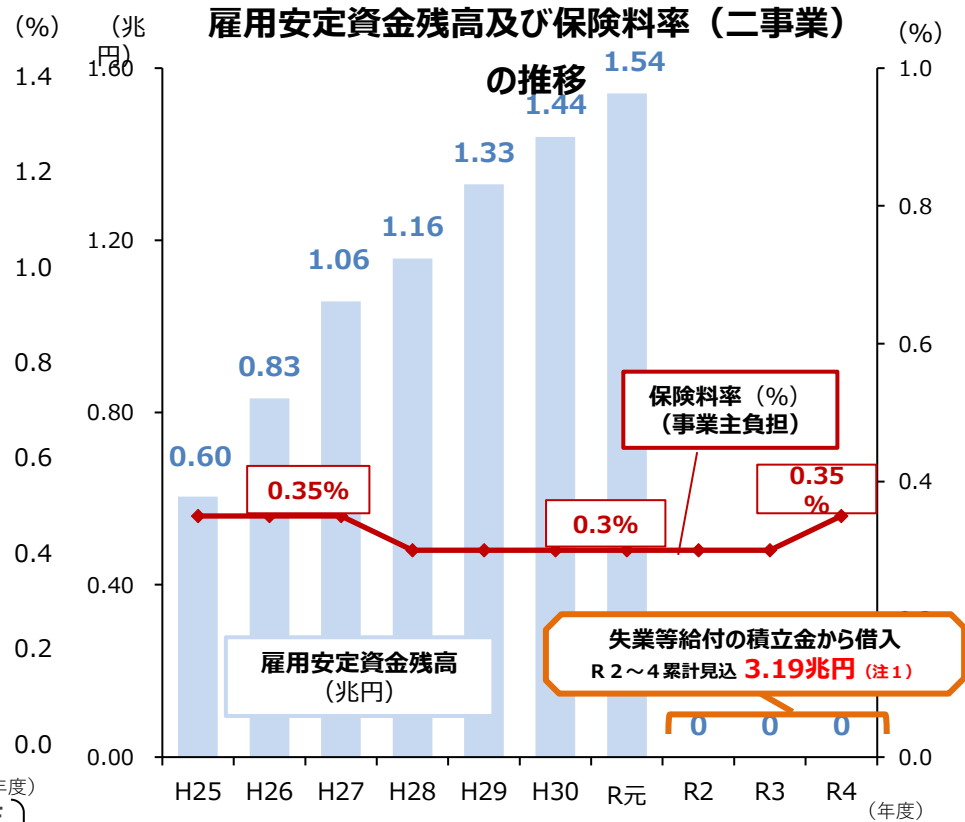
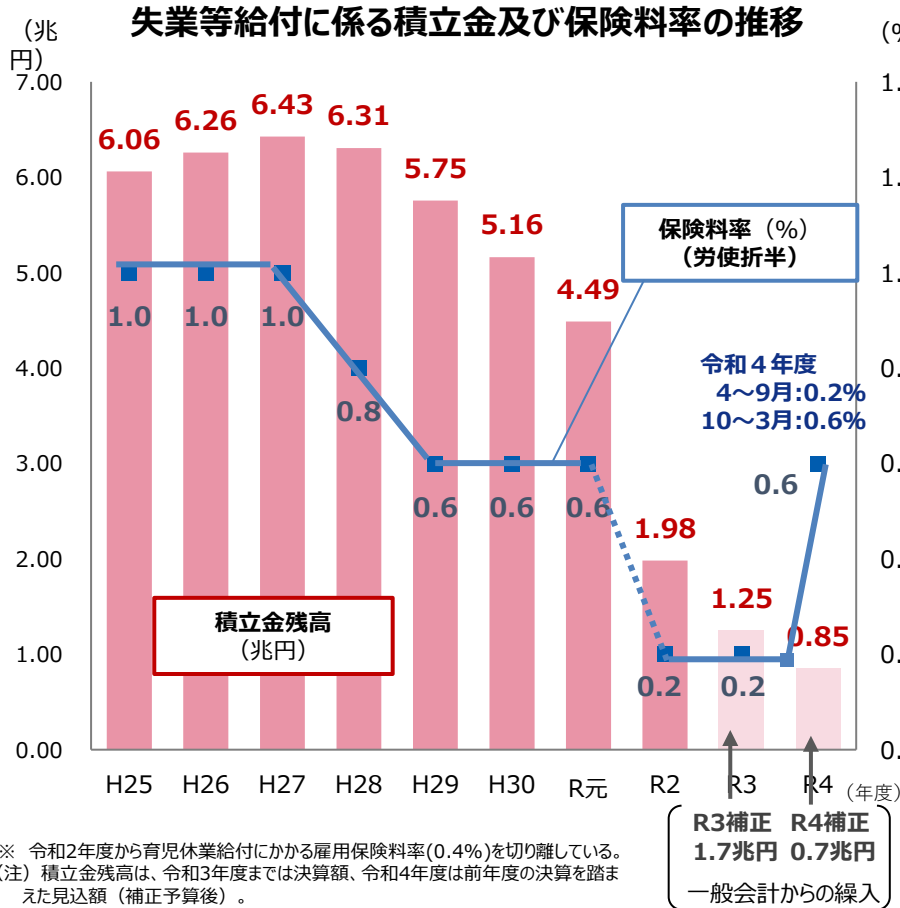
【架空事業所の設置や架空雇用に対する不正受給防止対策】

事業所への実地調査

- 事業所の設置届や被保険者資格の取得届について、疑義が生じた場合、ハローワークの職員が実際に事業所に調査を行い雇用状況を確認
 - ※1 雇用保険法に基づき、事業主等に出頭や資料等の提出を命じることができるほか、ハローワーク職員が立入検査を行うことができる。
 - ※2 事業所への実地調査において、以下の就職未申告に対する不正受給調査も行う。

雇用保険の財政状況（失業等給付・雇用保険二事業）

○ コロナ禍で雇用調整助成金等の特例措置により累計6兆円を超える支出により、雇用安定資金残高は令和2年度から「0」となり、失業等給付の積立金から累計見込で3兆円以上借り入れている状況。

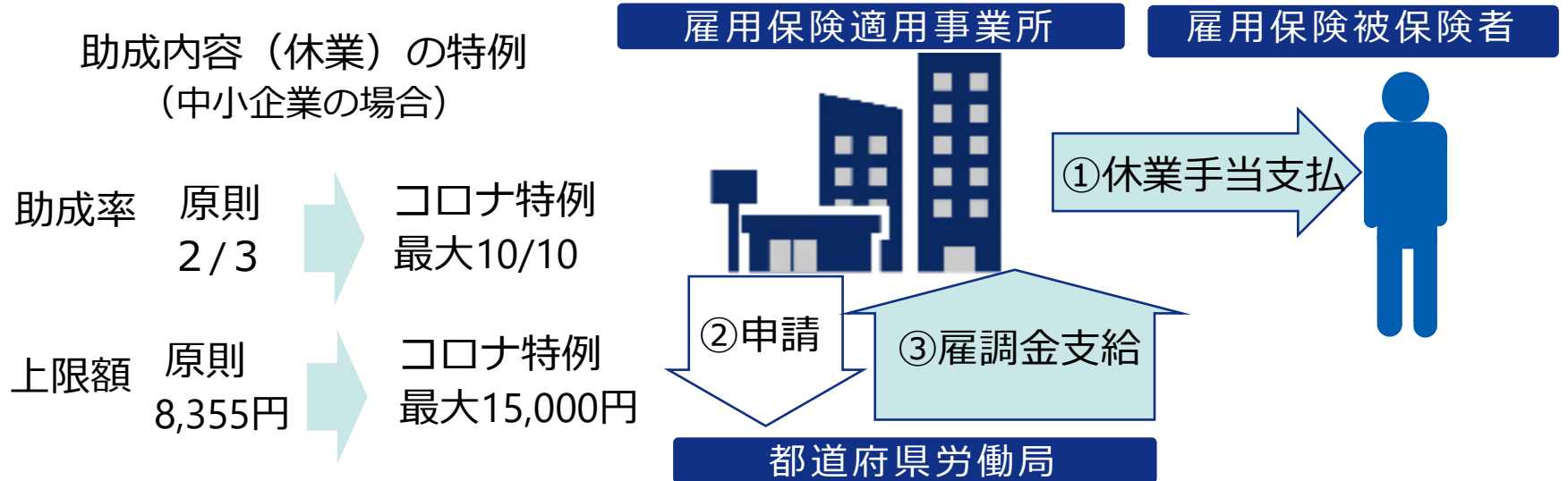


※ 令和2年度から育児休業給付にかかる雇用保険料率(0.4%)を切り離している。
(注) 積立金残高は、令和3年度までは決算額、令和4年度は前年度の決算を踏まえた見込額（補正予算後）。

(注1) 令和2~4年度の安定資金残高には、失業等給付の積立金から借入れ額（R2年度：1兆3,951億円、R3年度：1兆4,447億円、R4年度：0.5兆円程度）を織り込んでいる。
(注2) 令和3年度までは決算額、令和4年度は前年度の決算を踏まえた見込額（補正予算後）。

雇用調整助成金の概要

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度。(財源は雇用保険二事業)



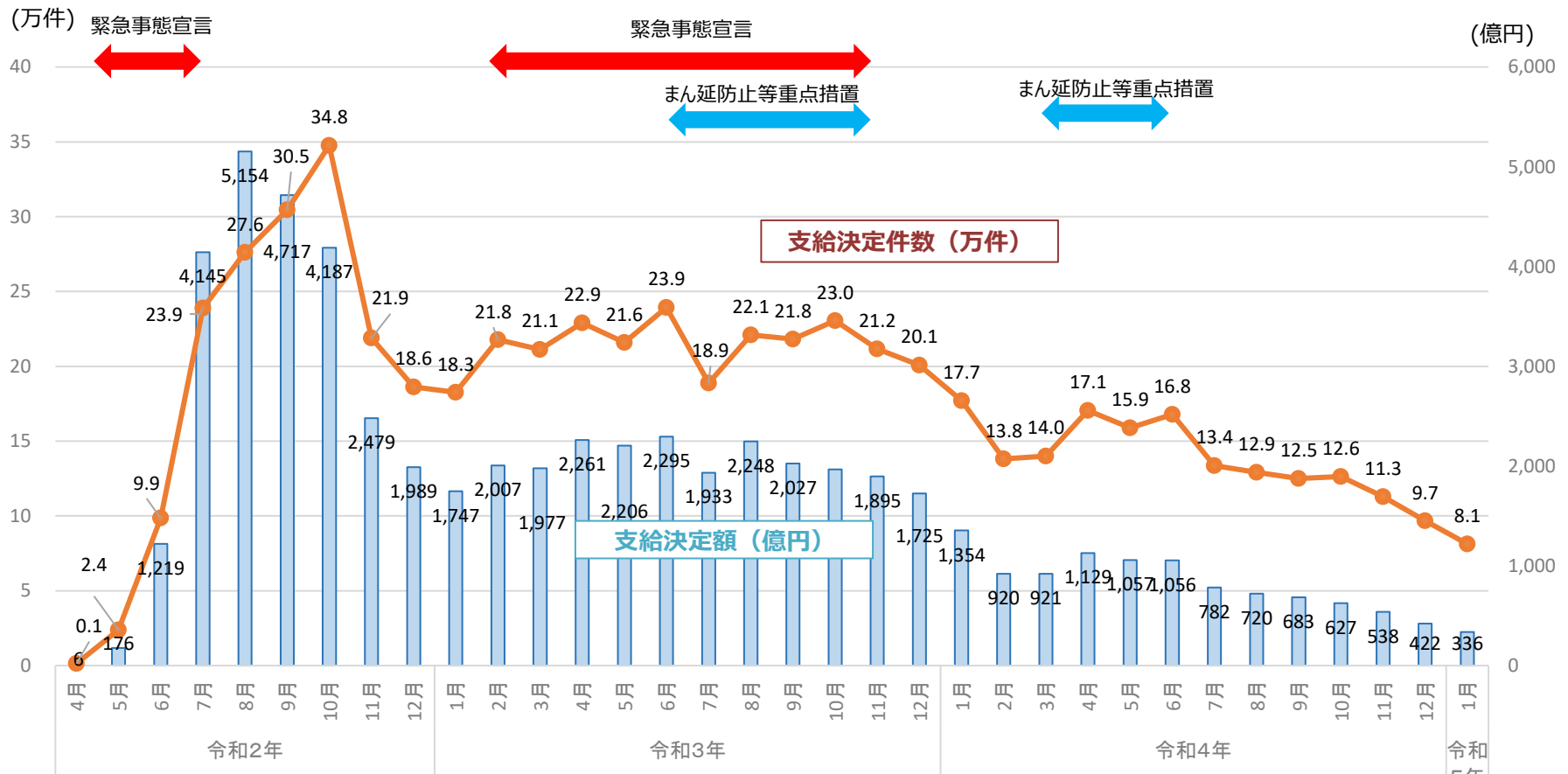
【支給対象事業主】 雇用保険適用事業所（労働者を雇用する事業は業種等を問わず適用）

【支給対象労働者】 雇用保険被保険者（週20時間以上かつ31日以上継続雇用見込みの者）

【要件】 当該事業主の生産指標の最近1か月間の値が前年、前々年又は3年前同期比あるいは直近12か月の任意の月との比較で5%以上低下。（コロナ特例による要件緩和中。）

雇用調整助成金の支給決定件数・支給決定額の推移

- 雇用調整助成金の支給決定件数・支給決定額は、緊急事態宣言期間等には増加したものの、直近は減少傾向。
- 令和2年1月のコロナ特例開始以降、累計の支給決定額は約6.3兆円に達する（令和5年2月17日現在）。

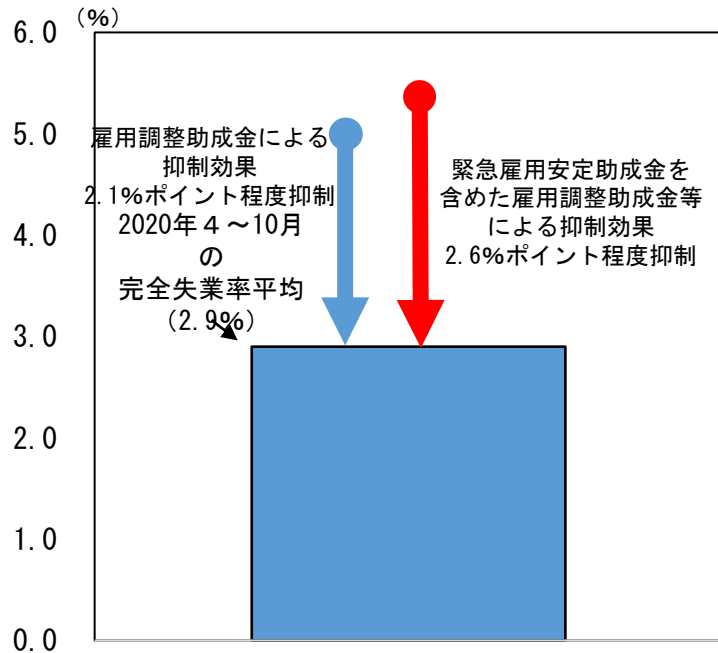


－雇用調整助成金等による対応②(失業抑制効果)－

令和3年版 労働経済の分析
(労働経済白書)より

- 雇用調整助成金等による完全失業率の抑制効果を推計すると、その支給により2020年4～10月の完全失業率が2.6%ポイント程度抑制されたものと見込まれる(一定の仮定の下に算出したものであり、相当の幅をもってみる必要がある)。

※ 一方、雇用調整助成金等の支出は、成長分野への労働移動を遅らせる、雇用保険財政のひっ迫といった影響をもたらしている。



●具体的な推計方法

※2020年4～10月の7か月間を推計対象の期間とし、この期間を通じた抑制効果を推計

(1) 1人1日当たり平均支給額

サンプル調査の1人1日当たり平均支給額(円/人日) = サンプル調査の支給決定金額 ÷ サンプル調査の休業支給日数(人日)

(2) 期間中の支給総額

サンプル調査の判定基礎期間と支給決定日の関係からみると、10月までが判定基礎期間であるものは平均すると2020年12月末までに支給決定がなされたとみなせるため、2020年12月未までの支給総額を使用。

(3) 月平均延べ休業日数

月平均延べ休業日数 = 期間中の支給総額 ÷ サンプル調査の1人1日当たり平均支給額 ÷ 7
※判定算定基礎期間4～10月を対象としているため、7で除している。

(4) 月換算の月平均対象者数

月換算の月平均対象者数 = 月平均延べ休業日数 ÷ 月平均所定労働日数
※月平均所定労働日数は厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」の年間休日総数(労働者平均)を用いて算出。

(5) 完全失業率の抑制効果

月平均の完全失業率の上昇抑制効果 = 月換算の月平均対象者数 ÷ 月平均労働力人口(2020年4～10月平均)

※雇用調整助成金等の支給がなかった場合に、その対象者が全て完全失業者になると想定。

●本白書以外の雇用調整助成金等の効果についての分析

- ・ JILPT(2017)では、リーマンショック期には、雇用調整助成金により、2009年4～6月期において、完全失業率0.8～1.0%ポイント程度の失業抑制効果があったと試算している。
- ・ 内閣府(2021)の推計によれば、試算結果は相当の幅を持ってみるべきとしつつ、2020年第Ⅱ四半期から第Ⅳ四半期までの各四半期において、完全失業率は2～3%ポイント程度抑制されたものと見込まれるとしている。

資料出所 厚生労働省公表の雇用調整助成金等の支給実績データ、厚生労働省職業安定局が実施したサンプル調査、総務省「労働力調査(基本集計)」、厚生労働省「就労条件総合調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自推計。